

✓ 申請前にチェック！
承認申請時の必要書類

○印の書類等は必ず添付してください。
△印の書類等は場合により添付を要しますのでお問い合わせください

書類・図面等の名称		除却	除却+設計
1. 不燃化集中促進助成対象事業承認申請書	(第1号様式)	○	○
2. 見積書	除却工事の見積書(内訳有) 建築工事の見積書: 建築工事費、設計費、工事監理費の個別見積りをそれぞれ提出して下さい(個別見積りに替えて一つにまとめられている場合は、内訳が明記されているもの)	○	○
3. 案内図	1/1,500程度の近隣状況が分かる案内図に建築対象地を示して下さい(方位を明記して下さい)	○	○
4. 現況配置図	既存建物の位置、外構周りの除却内容(構造、規模等を含む)が判るもの(写真方向を明記して下さい)	○	○
5. 既存建物の平面図	各階平面図(各階の床面積・延べ面積を明記したもの、手書き可)	○	○
6. 既存建物の耐火種別の確認書類	既存建物の建築確認申請書第一面から第六面、建築確認済証、検査済証等がある場合は、写しを提出して下さい	△	△
7. 写真	建物とその周辺がわかる写真(2方向以上) 門・塀等の除却物がある場合はその構造、規模等がわかる写真 内観写真(各部屋1枚程度) ※写真はA4用紙に数枚をまとめて印刷して下さい	○	○
8. 既存建物の登記簿謄本(原本)	法務局で申請取得したもの(発行後3ヵ月以内のもの) (インターネットを利用して登記確認したものは不可) 未登記の場合は、建築年月日と建物所有者を証明するもの(固定資産評価証明書及び家屋課税台帳又は家屋名寄帳の写し)	○	○
9. 土地の登記簿謄本(原本)	法務局で申請取得したもの(発行後3ヵ月以内のもの) (インターネットを利用して登記確認したものは不可)	○	○
10. 整備建築物の建築確認済証等	建築確認済証、及び、建築確認申請書の第一面から第六面の写し	—	○
11. 建築確認申請図書	配置図	—	○
	求積図		
	各階平面図		
	立面図		
	断面図		
	耐火構造等の構造詳細図		
12. カラー立面図	4面を着色し、マンセル値を示したもの(台東区景観計画の色彩基準表、又は、谷中地区景観形成ガイドラインの色彩基準に準じて計画して下さい)	—	○
13. 拡幅整備事前協議済通知書写し	前面道路が建築基準法第42条第2項道路の場合に提出して下さい	—	△
14. 地方税(区民税)の納税証明書	住民税を滞納していないことを証明するもの(前年度の納税証明書の原本) (発行後3ヶ月以内のもの、年税額全てが完納している(未納額がない)もの) 法人の場合は法人住民税・法人事業税の納税証明書、非課税者の場合は非課税証明書	○	○
15. 不燃化集中促進助成金に係る消費税仕入税額控除確認書	(第16号様式)	○	○
16. 除却・新築に関する承諾書	土地・既存建物が申請者の所有でない場合、若しくは土地・既存建物を共有する方がいる場合に、所有者(共有者)の承諾が必要です	△	△
17. 会社の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	中小企業の事業者が、会社の名義で建築する場合に必要です(発行後3ヵ月以内のもの)	△	△
18. 住民票(写し)の原本又は戸籍謄本の原本	既存建物の所有者が、申請者の2親等以内の親族等である場合に必要です(発行後3ヵ月以内のもの)	△	△
19. 委任状(権限の委任)	助成金の申請・請求・受領に関する一切の権限を委任するもので、権利者が複数に渡る場合に必要です(委任状に押印する印鑑は実印を使用し、印鑑証明書(発行後3ヵ月以内のもの)と一緒に添付して下さい)	△	△
20. 委任状(申請手続きの委任)	この助成の手続きを、申請者が別の方に委任する場合に必要です	△	△
21. 申請者ご本人確認書類の写し	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の写し(申請者が法人の場合は提出不要)	△	△
22. その他必要書類	既存建物が相続登記されていない場合、法定相続人を確認する書類(遺産分割協議書の写し、又は、被相続人の出生から死亡するまでの連続した戸籍謄本が必要) この他に必要書類がある場合は、相談の上ご案内します また、フラット35(地域連携型)利用の場合、別途申請書の提出が必要となります	△	△



・申請時に事前相談が必要です。その際は、来庁をお願いしております。
・書類の審査に1か月程度時間を要しますので、余裕をもって書類をご提出ください。

浅草北部地区

令和12年度末まで

※予算がなくなり次第終了

不燃化集中促進助成金のご案内

浅草北部地域は、震災時に特に甚大な被害が想定される地域であり、大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐとともに、住環境の整備・機能の向上を図るため、令和8年度より新たに助成制度を開始しました。

①建築物除却助成

上限 **140**万円

②建築設計費助成

上限 **100**万円

+

2つ合わせて

最大 **240**万円

※必ずしも240万円全額が支給されるわけではありません

対象区域

- 日本堤一丁目
- 日本堤二丁目
- 東浅草二丁目



こんな方におすすめ!

✓ 建替えを考えている

✓ 古い建物を除却したい

✓ 少しでも費用をおさえたい

☎お問い合わせ先 地域整備第二課

電話番号 03-5246-1366

メールアドレス chiiki02.99t@city.taito.tokyo.jp



区公式HP

建築物除却助成

建築物の全部を除却する場合、除却工事に要する経費の一部を助成します。



こちらは「建築物除却助成」を利用した方が対象です。
「建築設計費助成」の単独の利用はできません

助成対象者

- 【以下のすべての要件を満たす方】
- ①個人又は中小企業者であること（宅地建物取引業者が販売を目的とする場合を除く）
 - ②住民税を滞納していないこと

主な助成要件

- ①自己等が所有している平成8年5月31日以前に建築された建築物の除却であること
- ②除却後の敷地は防災上安全かつ良好な空地として管理すること

助成額

- ①除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費
 - ②除却単価に延べ面積を乗じた額
- 木造：36,000円／㎡・非木造：51,000円／㎡
（令和8年4月7日現在）

①②のいずれか小さい額かつ
上限 **140万円**

⚠️ 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、「建築物除却助成」及び「建築設計費助成」の助成対象外となりますので必ずご一読ください。

- （1）都市計画事業等により、土地の買取り又は損失補償等の代償を受けることができる場合
- （2）新しく建てる建築物について、市街地再開発事業・特定優良賃貸住宅供給事業等、建築工事又は除却工事に伴う助成金・補助金・交付金等の交付を受ける場合、又は過去に受けた場合
- （3）各助成の承認を受ける前に着手した場合

建築設計費助成

戸建建築物等へ建替える場合、建築設計・工事監理に関する経費の一部を助成します。

助成対象者

- 【以下のすべての要件を満たす方】
- ①個人又は中小企業者であること（宅地建物取引業者が販売を目的とする場合を除く）
 - ②住民税を滞納していないこと

主な助成要件

- ①耐火建築物等又は準耐火建築物であること
※ただし、除却前の建築物と同等以上の耐火建築物であること
- ②戸建建築物等であること
※自己等が所有する1つの建築物に1つの住戸を持つ住居専用建築物若しくは住商併用建築物又は商工専用建築物であること。
- ③敷地が建築基準法第42条第2項の道路に面する場合、狭あい道路拡幅整備事前協議を行うこと
- ④原則、敷地面積が50㎡以上であること
- ⑤形状、外壁等の色彩が周辺の環境に配慮したものであること
- ⑥共同住宅にあたっては、一戸当たりの住戸面積が25㎡以上であること

助成額

- ①建築設計・工事監理に要する経費
- ②補助対象床面積に応じた額

①②のいずれか小さい額かつ
上限 **100万円**

建築物除却助成上限140万円と建築設計助成上限100万円合わせて

最大240万円

※必ずしも240万円全額が支給されるわけではありません

各種手続きの流れ

